

第3回 二宮町行政改革検討委員会 次第

日 時：平成27年 7月3日（金）

午前10時00分より

場 所：二宮町役場 2階 第1会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

（1）第4次二宮町行政改革大綱の体系図（案）について

（2）第4次二宮町行政改革大綱（素案）について

（3）その他

4. 閉 会

配布資料

資料1 第4次二宮町行政改革大綱の体系図（案）

第2回二宮町行政改革検討委員会 体系図議論事項

資料2 第4次二宮町行政改革大綱（素案）

第4次二宮町行政改革大綱の体系図(案)

基本方針	重点目標	個別項目	具体的な取り組み
案1:組織体制の強化 案2:組織体制の最適化 案3:スリムで強靭な組織体制の確立	(1) 効率的な組織体制の実現	ア. 組織のスリム化	機構の見直し 広域行政の推進 ICTを活用した業務の効率化
		イ. アウトソーシングの推進	職員数の削減 人件費の削減
		ウ. 町民サービスの向上	窓口サービスの向上 行政手続の電子化・ネットワーク化
		ア. 職員能力の向上	人材育成基本方針の策定 職員研修の充実 人事評価制度の確立 多様な人材の活用
		ア. 長期財政計画の策定	町債残高の計画的な削減 工事・委託・物品調達コストの縮減
		イ. 事業・補助金の見直し	補助金制度の抜本的な見直し 事務事業の見直し イベント的な事業のスクラップアンドビルド 行政評価結果の予算への反映
		ア. 自主財源の確保	収納の強化 受益者負担の適正化 未利用地の整理・活用
		イ. 依存財源の確保	新たな財源の確保
		ア. 公共施設の効果的な配置	公共施設再配置全体計画の策定・推進 公共施設再配置実施計画の策定・推進 統廃合・再配置・維持管理に係る財源確保 長期的な維持管理計画の策定
		イ. 公共施設維持管理の効率化	公共施設の委託業務の一元化 指定管理者制度の導入
3. 多様な主体との協働	(6) 町民参画の促進	ア. 町民参画の仕組みづくり	まちづくり条例の制定と町民活動推進条例の見直し 町民や団体の主体的な活動に対する適切な支援 地域コミュニティ活動の推進
		イ. 産・官・学の連携によるまちづくり	官学連携の推進 企業、関係団体等との連携
		ア. 情報、相談機能、支援体制の充実強化	市民との情報共有の推進 相談窓口・広報広聴機能の充実・一元化

第2回二宮町行政改革検討委員会 体系図議論事項

1 基本方針『組織体制の強化』

次回再度議論する。

第1回検討委員会『時代にあった組織体制の最適化』

時代にあった→削除

最適化→強化 理由：最適化は何に対してかと議論になった。

第2回検討委員会『組織体制の強化』

強化→最適化 再度変更したらどうか

スリムで強靭な→追加したらどうか

業務処理の改善→変更したらどうか

2 『アウトソーシングの推進』

個別項目として記載する。

個別項目『人件費の削減』

→具体的な取り組み『アウトソーシングの推進』では足りない。

修正・変更点など

重点目標『効率的な組織体制の実現』の個別項目として『アウトソーシングの推進』を追加し『人件費の削減』を具体的な取り組みに移動

人材の活用として『多様な人材の活用』を具体的な取り組みに追加

3 個別項目『公共施設の統廃合・再配置』

項目名称の「統廃合・再配置」部分の変更

修正・変更点など

『公共施設の効果的な配置』として変更

4 個別項目『町民参画の仕組みづくり』

具体的な取り組みの項目として個人・グループの分け方を検討。

修正・変更点など

具体的な取り組み

『町民や団体の主体的な活動に対する適切な支援』に変更

5 『規制緩和』について次回議論

第4次二宮町行政改革大綱（素案）

（平成 27 年度～平成 30 年度）

平成 27 年 9 月

二 宮 町

目 次

I 第4次二宮町行政改革大綱策定について	1
1 町をとりまく社会環境とその課題	1
2 行政改革の必要性	2
II 大綱の基本的な考え方	2
1 取組みの視点	2
2 これまでの行政改革の取り組み	2
3 三つの基本方針	2
III 改革の取り組み事項	4
1 7つの重点目標と個別項目	4
(1) 効率的な組織体制の実現	5
(2) 人材育成の推進	5
(3) 歳出構造の見直し	5
(4) 財源の確保	6
(5) 施設の効率的な運営	6
(6) 町民参画の促進	6
(7) 情報の透明化	7
2 取り組みの期間	7
IV 進行管理	7

I 第4次二宮町行政改革大綱策定について

1 町を取り巻く現在の社会環境とその課題

国では2008年をピークに人口が減少傾向となっており、あわせて少子高齢化が進展していることにより、今後、生産年齢人口が大幅に減少し、労働力の減少、地域経済の低迷が確実であると言われております。また、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年に向けた対策が急務であるとされております。

そこで、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、首都圏への人口集中を是正し、若い世代が安心して就労・結婚・子育てを行うことができ、地方が特性を生かした施策が実施できるように平成26年12月に地方創生法による総合戦略を策定しました。

当町においても人口減少、少子高齢化が進み、現在の高齢化率は約32%で自治会単位によっては既に50%を超えるところもあり、対策が急務となっています。

町では地方創生法を受け、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に策定することとしていますが、町には、大きな産業や大学等ではなく、働く場所の確保等が難しいため、特に15歳から30歳前後の人口の流出が多い状況となっており、それに伴って、町の財政状況は引き続き厳しい状況になることが予想されます。

今後、更に厳しくなる財政状況では、人口が増加していた時代にかけて整備した公共施設の機能を維持・更新していくことは非常に困難であるとともに、同時期に宅地造成された地域では、空き家・空き地が数多く存在し、未利用町有地や空き家・空き地を含めた既存ストックの有効活用によるまちづくりの検討が必要になると考えています。

町をとりまく社会環境は厳しい状況にありますが、一方で、地方への権限移譲、町民ニーズの多様化などにより、様々な状況に迅速かつ的確に対応できる効率的・効果的な行政運営が求められています。

今後予想される町の課題

- 人口減少における自主財源（主に町民税）の減少
- 生産年齢の減少（働く場所の確保等の厳しさ）
- 高齢化に伴う社会保障費用の増大
- 過去に建設された公共施設の老朽化に伴う施設の更新・複合化・統廃合
- 未利用町有地の利活用（東大果樹園跡地・国立小児病院跡地）
- 空き家・空き地等の適正な管理と流通の促進
- 多様化する町民ニーズに対応した効率的な行政運営

2 行政改革の必要性

「行政改革」は、総合計画に掲げる町の将来像の実現を柱に、取り組むべき改革の方向を示した指針となります。

多様化する課題に対応しつつ、行政の内部を再点検し、効率的、効果的な行政運営を行うことのできる体制の整備を行う必要があり、併せて町民との協働によるまちづくりをより一層推進し、第5次二宮町総合計画に掲げる町の将来像を実現するために、第4次二宮町行政改革大綱を策定します。

II 大綱の基本的な考え方

1 取り組みの視点

町の総合的な指針である「第5次総合計画」における町の将来像「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、多様化する行政ニーズや新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、短期的に効果を生み出す取り組みだけでなく、10年先、20年先の将来に効果が現れる取り組むべき改革の方向を示します。

2 これまでの行政改革の取り組み

二宮町では、昭和62年に第1次行政改革大綱、平成8年に第2次行政改革大綱、平成18年には国から示された指針に基づく集中改革プランを策定し、平成22年には第3次となる行政改革大綱を策定して行政改革に取り組んできました。

3 三つの基本方針

この大綱に基づく改革の推進にあたっては、これまでの取り組みを踏まえつつ、特に次の三つの基本方針に重点を置き、取り組んでいきます。

1. 組織体制の強化

日々、事務の増加が見込まれる中で、効率的な組織体制の実現と人材育成の推進を図り、より組織体制を強化していきます。

2. 持続可能な財政の確立

将来に向けて安定した財政運営を行うため、歳出構造の見直し、財源の確保、施設の効率的な運営を図り、持続可能な財政を確立していきます。

3・多様な主体との協働

町民活動などを推進するため、町民参画の促進や情報の透明化に努め、町民や団体がまちづくりに取り組みやすい多様な主体との協働の仕組みづくりを確立していきます。

昭和62年 第1次行政改革大綱

- ・事務事業の見直し
- ・民間委託、OA化等事務改革の推進
- ・組織・機構の簡素合理化
- ・事務能率向上運動の推進

- ・補助金及び報償費の統廃合
- ・長期財政計画による公共施設整備の推進

平成8年 第2次行政改革大綱

- ・事務事業の見直し
- ・時代に即応した組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適性化の推進
- ・効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
- ・行政の情報化の推進による行政サービスの向上

- ・会館等公共施設の設置及び管理運営

平成18年 集中改革プラン

- ・事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・民間委託等の推進（公の施設）
- ・定員管理の適性化

- ・手当の総点検をはじめとする給与の適性化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減等の財政効果
- ・地方公営企業（下水道事業）

- ・民間委託等の推進（公の施設以外の施設、その他の事務）

平成22年 行政改革大綱

- ・事業の再編・整理、廃止・統合
- ・人材育成の推進

- ・効率的な町施設の運営
- ・財政基盤の強化

- ・公的サービスへの多様な担い手の参画促進

平成27年 第4次行政改革大綱

～三つの基本方針～

組織体制の
強化

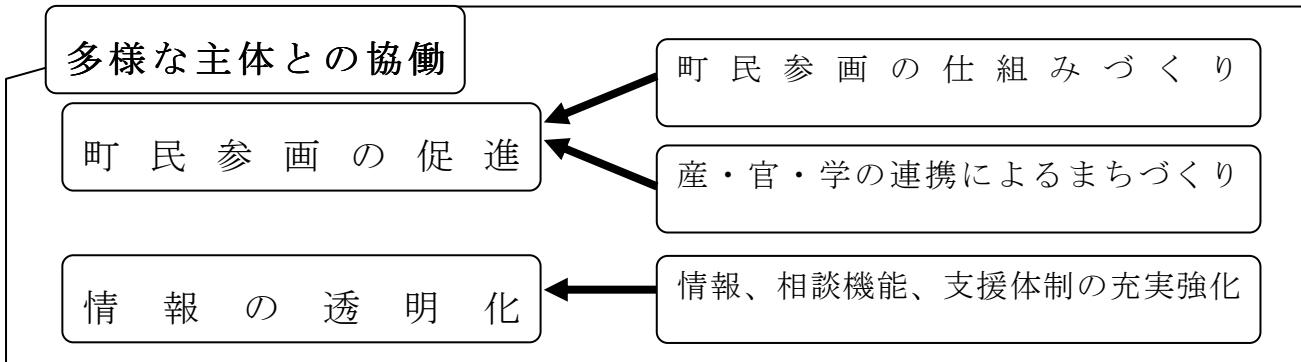
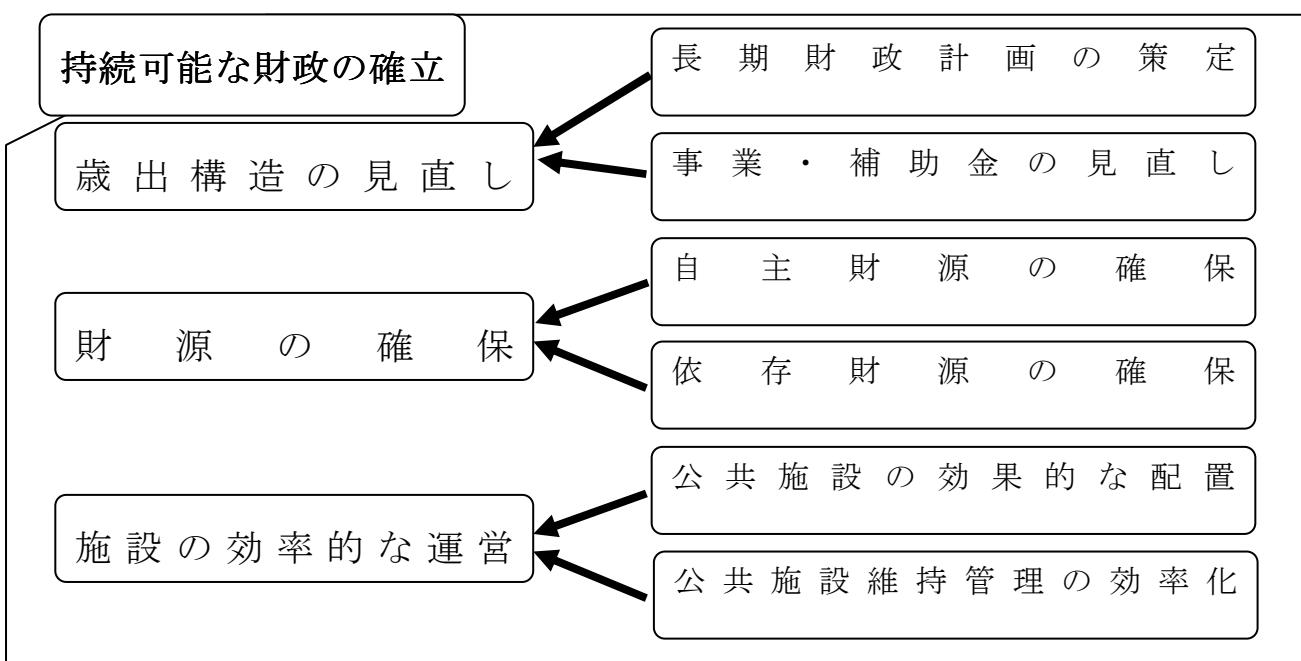
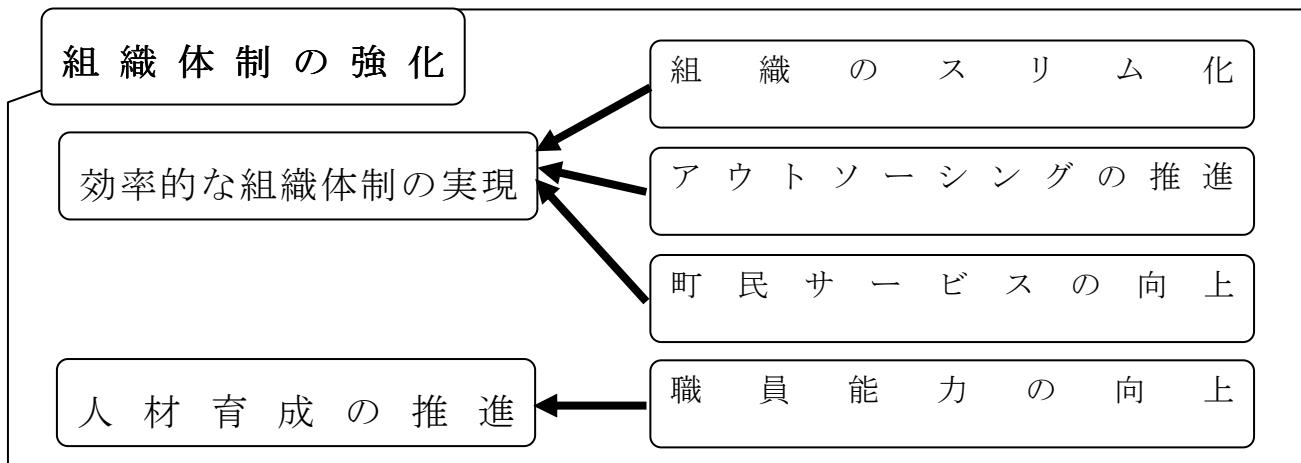
持続可能な
財政の確立

多様な主体
との協働

III 改革の取り組み事項

1 7つの重点目標と個別項目

この大綱では、これまでの町をとりまく社会環境、課題などを踏まえた上で、行政改革に関する取り組みについて、3つの基本方針に沿って次の7つの重点目標と13の個別項目を定めます。



(1) 効率的な組織体制の実現

町民へのよりよいサービスの提供や多様化する課題へ対応できる時代にあった体制を確立し、職員一人ひとりが力を最大限発揮できる効率的な組織をつくるため、次の取り組みを実施します。

ア. 組織のスリム化

機構の見直しを図り、管理職の削減、給与体系の見直し、職員の適正配置に努めます。限られた職員数で運営する効率的な組織を実現するため、町民サービスの向上を図るため、広域的行政の推進を図ります。より効率的な業務処理が行えるよう、ＩＣＴを活用した業務改善を図ります。

イ. アウトソーシングの推進

限られた職員数で新たな課題に対する取り組みが行える体制整備を図るため、窓口業務の事務処理などにおいて委託化を推進し、政策・施策の立案に注ぐ職員の力を集めます。

ウ. 町民サービスの向上

多様化・複合化する町民ニーズに対応するため、窓口サービスのワンストップ化やコンビニでの証明書発行など、行政手続きの電子化・ネットワーク化を推進していきます。

(2) 人材育成の推進

組織の力を十分に発揮するためには、組織を構成する人の力を引き出し、行政運営に携わる職員一人あたりの質を向上させることが重要です。職務に対する意欲の向上を図るような人事評価や研修を通じ、職員自ら意欲的に質の向上を図るような組織を目指します。

ア. 職員能力の向上

人材育成基本方針を策定し、職員レベルに応じ必要とされる能力を明確に示し、方針に沿った研修計画のもと職員研修を実施します。特に、行政運営に必要不可欠なマネジメント能力や、専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。

平成20年度から試行している人事評価について、現在行っている能力評価を検証し、本格的な導入を行います。

専門職や再任用職員など多様な人材を積極的に活用し、ベテランの持つ専門的な知識や経験を確実に伝えていきます。

(3) 岁出構造の見直し

将来にわたって安定した行政運営を行うために、歳出構造を見直し、人口減少を見据えた長期財政計画の策定を行います。併せて事業・補助金等の見直しを引き続き行います。

ア. 長期財政計画の策定

少子高齢化と人口減少に伴う税収減少を見据えて、町債残高を計画的に削減もするとともに、同様の業務をまとめて発注するなど、工事・委託・物品調達などに係るコストを、全体として縮減します。

イ. 事業・補助金の見直し

事務事業の継続的な見直しや各種補助金制度の抜本的な見直し、透明性の確保を図ります。イベント事業のスクラップ・アンド・ビルト、行政評価結果の予算への反映を行います。

(4) 財源の確保

安定的な自主財源を確保し、適切に管理、運用するとともに新たな財源の確保に努めます。

ア. 自主財源の確保

適正な課税と税負担の公平性を確保し、収納率の向上を強化するなど、滞納対策を強化して町税の確保に努めます。また、受益者負担を原則とし、使用料・占用料などについて、継続的な見直しを行います。施設については、稼働率の向上による使用料の増加を図るとともに、未利用地についても活用を図り、財源の確保に努めます。

イ. 依存財源の確保

自主財源以外にも、国や県の交付金、財團などの補助金などについて研究し、ふるさと納税なども含め、新たな財源の確保に積極的に取り組みます。

(5) 施設の効率的な運営

持続可能な公共施設の運営をしていくために、有効活用の検討や仕組みづくり、維持管理の効率化を図るため、次の取り組みを実施します。

ア. 公共施設の効果的な配置

公共施設の利用状況や更新時期などを検証し、限られた予算で効果的に配置するため、長期的な視点を持った公共施設再配置に係る実施計画を策定するとともに、長期的な維持管理計画を策定し、必要な財源の確保に取り組みます。

イ. 公共施設の維持管理の効率化

維持管理にかかる経費や時間を削減し、効率化を図るために、民間の活力を注げるよう委託業務の一元化や指定管理者制度の導入を推進します。

(6) 町民参画の促進

多様な主体と協働したまちづくりを行うために、町民をはじめとした町民参画の仕組みづくりの確立、産・官・学の連携体制の仕組みづくりを行います。

ア. 町民参画の仕組みづくり

まちづくりの多様な担い手として、更なる町民参画を推進するために、町民が主体的に活動しやすいまちづくりの環境づくりに取り組むとともに、地域コミュニティ活動の推進を図ります。

イ. 産・官・学の連携によるまちづくり

企業や大学との連携体制を構築し、企業や大学の専門性を活かし効果的、効率的な事業を行います。また、町事業への学生ボランティアの参画を促進します。

(7) 情報の透明化

町民活動団体や企業などが新たな公共サービスに参入できるよう、情報、相談機能、支援体制の充実を図るとともに、積極的な情報公開に努めます。

ア. 情報、相談機能、支援体制の充実強化

行政が保有するさまざまな情報の透明化を実施し、情報共有の推進を図り、相談窓口・広報広聴機能の充実・一元化を実施していきます。

3 取り組みの期間

平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間とします。

IV 進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るために、個別項目毎に取り組みの目標を設定して成果を把握し、検証を行った上で定期的に見直して進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、個別項目毎に実施状況の公表を行います。